

監査報告書

平成23年6月23日

地方独立行政法人 岐阜県立多治見病院
理事長 原 田 明 生 様

地方独立行政法人 岐阜県立多治見病院

監事

下條 俊幸

監事

木下貴子



私ども監事は、地方独立行政法人法第13条第4項および同法第34条第2項の規定に基づき、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第1期事業年度における業務の執行について監査を行いました。その結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法の概要

私ども監事は、地方独立行政法人岐阜県立多治見病院監事監査規程に従い、理事会その他重要な会議に出席し、理事の業務執行の状況を聴取するほか、重要な決裁書類等を閲覧し、関係する職員から説明を受け、業務および財産の状況を調査しました。また、財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書および附属明細書ならびに事業報告書（会計に関する部分に限る）および決算報告書について検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く）は、当法人の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況および行政サービス実施コストの状況を適正に表示しているものと認めます。
- (2) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認めます。
- (3) 事業報告書（会計に関する部分に限る）は、当法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 決算報告書は、当法人の予算区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認めます。
- (5) 理事の業務執行に関し、不正の行為または法令もしくは規程に違反する重大な事実は認められません。

以上